

# はあとメール 第21号

発行人 〒606-8405  
京都市左京区浄  
土寺上南田町26  
☎ 075-761-2109  
住田正則

みなさん、こんにちは！はあとメール代表の住田正則（行政書士・社会保険労務士）です。

今回からは、私住田が個人的に体験したことや業務上のかかわり、ご相談をお受けした際のお話などから私なりに考察してみたことを、1回1テーマで書いていきたいと思えます。どうぞよろしくおつきあいのほど、お願いいたします。

最初のテーマは、やはり相続から。

## 『相続とは、つまるところ、きょうだい、である』

太平洋戦争が日本の敗戦で終わり、その結果日本の社会は大きな変革の波に次々に直面しました。憲法は改正され、軍隊はなくなり、そして民法も大きくその姿を変容させました。

いうまでもなく、民法は私たち日本に生き、暮らす人々の生活に直結している法律です。たとえば相続についても民法によってその内容や手続き方法が規定されていました。改正前の民法では、戸主（たいていの場合、父親）が亡くなったとき、相続権は原則として一番年長の男子だけ



～文通で、あなたのくらしにうるおいと安心を～  
「市民のみなさんと法律家（専門家）の双方向の交流を、  
文通によって実現していきます」

にあり、これを「家督相続」といいました。つまり、この場合きょうだいには相続権がなかったのです。年長男子には、家制度を維持するためのさまざまな義務と責任が課せられましたが、それと対応するかたちで、相続（家督相続）においては明確に優遇されていました。

### 【旧民法 第970条】

「被相続人ノ家族タル直系卑属ハ左ノ規程ニ従ヒ家督相続人ト為ル

- 一 親等ノ異ナリタル者ノ間ニ在リテハ其近キ者ヲ先ニス
- 二 親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ先ニス
- ・・・（後略）・・・」

↓ ↓  
（解 説）

「被相続人の直系の家族であって、被相続人よりも後の代の者は、次の規程に従って家督相続人となる。

- 一 親等が異なる場合は、より被相続人と近い立場の者から
- 二 親等が同じ場合には、男の方から」



ところが現在の民法では、家制度が個人の自由と尊厳、両性の本質的平等の障害となるとの考え方から、戸主及び家督相続人としての年長男子に対する義務と優遇はなくなり、親の相続の場面においては、どのきょうだいも一様に平等の権利（※）を持つことになりました。

（※）「嫡出子」でない子＝結婚していない男女の間に生まれた子に対しては、格差が設けられています。

## 【民法 第900条】

「同順位の相続人が複数あるときは、その相続分は、次の各号に定めるところによる。

・・・（中略）・・・

- 四 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし、・・・（後略）・・・」

ものすごく簡略化していることをお断りしたうえで申し上げますが、現在の各相続事例において争い事が起きる、その根源には、きょうだい皆平等の相続権を持つという民法の規定が厳然と横たわっています。本テーマのタイトルにも掲げていますとおり、相続問題とは、つまるところ、きょうだいの問題なのです。

このきょうだいの問題をいかにすればスムーズに解決できるか・・・これについては、実務家として複数の事例を経験している私としても、明瞭な答えを持っておりません。個々のケースによって、問題点の場所やその濃淡はまちまちであり、それに対する処方は、いきおい場当たりのなものになってしまいがちです。またそこへ、旧民法時代の家督相続などの考え方がひょっこり顔を出してみたりして、問題の複雑さをいっそう深めています。一人の人間は、時代や歴史・制度の区切りをとびこえて、数十年、場合によっては100年以上を生きるのですから、こうしたズレが生じるのはむしろ自然でもあります。

ただ、このように申し上げることはできるのではないのでしょうか。相続をめぐるきょうだい問題は、制度そのものと人々の暮らしの間にズレやゆがみがどうしても存在するものである以上、法律のみによって解決できるものではない、と。ましてや、血はつながっていようと、多くの場合きょう代いは成人する前後からは全く別の生活、異なる人生を歩んできているのですから、各人によりその大本としている行動規範が違って当たり前なのです。

大切なのは、法律を振りかざして相手をねじふせてやろうというのではなく、法律を利用しながら、お互いにとって最も近い“他人”を理解しあおうとする姿勢ではないのでしょうか？・・・私は法律の専門家でありながら「法律で解決できることなど高が知れている」と常々考えている不埒な人間ですから、その点を割り引いて多少なりともご参考にさせていただければ幸いです。

皆さまの、相続ときょうだいの問題が、家族にとっての明るく新しい一歩となりますことを願ってやみません。

「はあとメール」の具体的な活動方法・活動内容について、ご説明いたします。

基本的に、毎月1回（15日以降）に、法律ひとくちメモや暮らしのお役立ち情報などを盛り込んだ「はあとメール」を、本活動の趣旨にご賛同いただきました方々（「はあと会員」と呼びます）へ向けて郵送いたします。会員の方々は、スタッフへ向けてご質問・ご相談などのおたよりを送ることができ、それに対してのお返事をスタッフが書く、という流れで、双方の心のふれあい・意思疎通をはかります。

また、会員の方々は、スタッフが開催する無料相談会やセミナーに優先的にご参加いただくことができ、必要に応じて遺言・相続などの業務依頼をスタッフに発注することができます。すでに心安くしているスタッフへの依頼ですから、その安心感は格別なものになるのではないかと思います。

☆「はあと会員」会費 → 無料です！！

現在、はあとメールは、スタッフから集めた会費及び寄付金によって運営されており、「はあとメール」もその予算の範囲内で発行しています。

よって、少なくとも現時点においてはスタッフ以外の会員の方々には会費をご負担いただくことなく、お申し込みいただくだけで、すぐに「はあとメール」をお送りいたします。さあ皆さん、ぜひぜひ「はあと会員」の輪の中にお入りください～

それと同時に、皆さまの善意による寄付を広く受け付けております。いただきました寄付金は、はあとメールの今後の活動をよりよくするための費用として大切につかわせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします！

☆会員へのサービス内容

「はあとメール」発送、質問・お便りへのお返事、相談会・セミナーへの優先ご招待、業務お引き受け（別途有料）・・・等

**あなたのご参加を、心よりお待ち申し上げます**



（住田 正則）

## 住宅ローンのかしこい返し方



### 『繰り上げ返済』ここに注意！

#### ◆ 繰り上げ返済で借り換えができない

繰り上げ返済を行うのであれば、「期間短縮型」の方が利息軽減効果は大きいといえます。毎月のローン返済も無理のない状況で、繰り上げ返済をしても生活資金にも余裕があるという場合は、当然、利息軽減効果の大きい「期間短縮型」で繰り上げ返済を行うでしょう。

ところが、最近では繰り上げ返済で期間を短縮してしまったためのデメリットが見られるようになってきています。

当初、返済計画が順調に進み、繰り上げ返済で返済期間の短縮をしていた人が、不況による収入減少のため、金利の低いローンに借り換えをしようとして断られることがあります。何が原因で断られるのでしょうか？この場合、返済負担率のオーバーが考えられます。

返済負担率は、銀行の審査用金利と借入額で決まります。また、借り換え後の返済期間は多くの銀行で、借り換え前の住宅ローンの残余返済期間としています。

#### ◆ どうすれば借り換えができたのか？

ひとつの方法として、繰り上げ返済をせずに預貯金で持っておき借り換えの時点で一部返済を行うことが考えられます。

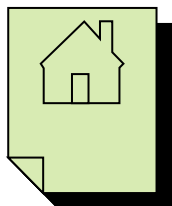
または、繰り上げ返済の際に「返済額軽減型」を選択していれば、残余返済期間は従来のままのため、借り換えができたと考えられます。

繰り上げ返済にはこういったリスクがあることを知っておき、将来予測できない事態に備えることが大切です。

#### ◆ 固定金利選択型の場合は金利見直し時の繰り上げ返済が有効！

「固定金利選択型」のローンの場合、固定期間が終了した後、金利が何%になるかわからないというリスクがあります。「変動型」は25%までといった上限がありますが、「固定金利選択型」にはありません。金利アップ時に「返済額軽減型」での繰り上げ返済を行うことで、毎月の返済額のアップを抑えることが可能です。

#### ポイント



**安易に繰り上げ返済をしない！**  
安定した家計管理には将来必要になる資金、余裕資金は確保することが重要です。

モーゲージプランナー・行政書士  
古川 真佐恵



みなさん、こんにちは。京の菜時記を書かせていただいております  
橋本将詞（社会保険労務士）です。

毎回、京都でとれる旬の野菜を紹介しようと始めた「京の菜時記」、  
今回で18回目、今回は番外編として京野菜の歴史、そして私の住む「上鳥羽」をご紹介します。

# 京の菜時記 番外編

ご存知のとおり京都は1200年もの間「都」であり、平安期以降御所を中心に貴族が生活しておりました。海から遠い京都では新鮮な魚介類を手に入れることが難しいことから、品質の良い野菜を高級な食材として利用していました。京都は山に囲まれ寒暖の差が激しく、野菜作りに適した土地であったことは間違いのないようです。平安期には高級な食材として重宝された京都の野菜は、鎌倉時代に広がった禅宗等の新しい仏教とともに精進料理として一般庶民の間にも普及していったといわれています。



作成：橋本将詞

さて、京の都は御所を中心に平安京を形成しており、その四方は山に囲まれ同じ京都市内でも上（北地域）と下（南地域）では寒暖の差が激しく地域によって特産物が違ってきます。大きく分けると、川の上流に位置し夏も涼しい上地域では茄

子や唐辛子など生り物の野菜が有名ですし、下流の下地域では土壌が肥沃で土物や葉物が盛んです。私の住む上鳥羽は下地域に位置し、とりわけ肥沃な土壌として有名です。洪水が発生する地域の土壌はよく肥えているといわれますが、上鳥羽はまさにそんな地域なのです。京都市南区上鳥羽は、鴨川と桂川が合流する地域から少し上ったところに位置し、昔からよく川が氾濫したそうです。とりわけ、江戸初期に西高瀬川が整備されてからは雨が降るたびに洪水に見舞われたそうです。

しかも、単に川が氾濫したというわけではなく、都の養分を存分に含んだ川の水が氾濫したのです。

その昔、平安京内に住む貴族等の塵やし尿は、今も名が残っている堀川や今出川・白川等都の中を流れる支流に排出され、東西を南北に流れる賀茂川や桂川をとおり淀川から海に流されていました。その当時として日本一贅沢で相当な人数が暮らしていたであろう都の塵やし尿が肥やしとなり上鳥羽周辺は肥沃な土地になったといわれています。

その昔、京野菜とは、単に種や品種だけが歴史を形成しているわけではなく、このような土地・地域も絡み合い、京都の歴史とともに育まれた野菜です。上鳥羽に限らず、土地の高低や寒暖の差が激しい京都市内各地にはそれぞれに歴史があり、だからこそ地域によって特産物が違うのです。さらに、そこには何十年・何百年と作り続けておられる生産者もおられます。そんな伝統があるからこそ守るべき野菜だと私は考えています。